

付 録

2 所得税課税最低限

2 所得税課税最低限

(1) 所得税課税最低限の累年比較(給与所得者)

区 分	独 身 者	夫 婦 者	夫婦子1人	夫婦子2人
	千円	千円	千円	千円
平成4年分	1,075	1,928	2,484	3,198
5	1,075	1,928	2,484	3,277
6	1,075	1,928	2,484	3,277
7	1,107	2,095	2,698	3,539
8	1,107	2,095	2,698	3,539
9	1,107	2,095	2,698	3,539
10	1,107	2,095	2,698	3,616
11	1,107	2,095	2,857	3,821
12	1,107	2,095	2,698	3,684
13	1,144	2,200	2,833	3,842

(注) 1 夫婦子1人の子は、16歳未満として計算し、夫婦子2人については、子2人のうち1人が特定扶養親族に該当するものとし1人を16歳未満として計算した。

2 各年とも社会保険料を加味して計算した。

資料の出所：財務省（旧大蔵省）

(2) 所得税課税最低限の国際比較(給与所得者)

区 分	独 身 者	夫 婦 者	夫婦子1人	夫婦子2人	(参考)1人当たり国民所得
	千円	千円	千円	千円	千円
日 本	1,144	2,200	2,833	3,842	3,023
ア メ リ カ	804	1,447	2,120	2,433	3,118
イ ギ リ ス	697	697	697	697	2,162
ド イ ツ	990	1,860	2,673	3,278	2,295
フ ラ ン ス	1,264	1,942	2,281	2,620	2,439

(注) 1 日本の所得税課税最低限は平成13年分である。諸外国は平成13年1月現在の税法に基づいている。邦貨換算には、次の換算率を用いた。

1 ドル=108円、1 ポンド=159円、1 マルク=49円、1 フラン=15円

2 日本及びフランスは、社会保険料控除を適用した場合の所得税課税最低限である。アメリカ及びイギリスでは社会保険料控除は認められていない。またドイツは、社会保険料を含めた一定の支出に対する概算控除を適用した場合の所得税課税最低限である。

3 イギリスでは、2000年度に65歳未満の者にかかる夫婦者税額控除が廃止され、その代わりに2001年4月から児童税額控除が導入される予定(現行442ポンド)であり、現行制度を前提に仮定計算をすると、夫婦子2人及び夫婦子1人の場合の課税最低限は約115万程度となる。

4 日本は、夫婦子1人の子は、16歳未満として計算し、夫婦子2人については、子2人のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算した。

5 アメリカは、子1人の子は、その子を、子2人の子は、うち1人を17歳以下として計算した。

6 1人当たり国民所得は、日本は平成11年度分、諸外国は平成10年分である。邦貨換算には、各年上期の基準及び裁定外国為替相場を用いた。

資料の出所：財務省（旧大蔵省）